【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年２月22日
【会社名】	神栄株式会社
【英訳名】	SHINYEI KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　赤　澤　　秀　朗
【本店の所在の場所】	神戸市中央区京町77番地の１
【電話番号】	078－392－6901
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 執行役員　経理・財務部長　　長　尾　　謙　一
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区京町77番地の１
【電話番号】	078－392－6901
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 執行役員　経理・財務部長　　長　尾　　謙　一
【縦覧に供する場所】	神栄株式会社　東京支店 (東京都港区港南一丁目６番41号　芝浦クリスタル品川内) 神栄株式会社　大阪支店 (大阪市北区梅田一丁目３番１－700号　大阪駅前第１ビル内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社の連結子会社が保有する債権につき取立不能となりましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第18号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

① 名称：神栄商事（青島）貿易有限公司
住所：中国（山東）自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路40号弁公楼301室（A）
代表者の氏名：董事長兼総経理　前川　直樹

② 名称：神栄リビングインダストリー株式会社
住所：神戸市中央区京町77番地の１
代表者の氏名：代表取締役社長　内山　究

(2) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

当該債務者は、主要企業１社及びその関連企業２社（いずれも所在地は香港）でありますが、いずれも法的整理には至っていないことから、名称等の公表は差し控えさせていただきます。

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に対する債権について、当該債務者との交渉や香港における民事訴訟提起など、回収を図るべく最大限の努力を行ってまいりました。

当該債務者に対する債権の回収を図る中で、当該債務者より入手した直近の財務資料等からいずれについても債務超過又は資力が乏しいことを確認し、これ以上民事訴訟等を継続しても費用や労力に見合う債権回収が見込めないことから、取立不能と判断し、香港における民事訴訟についても、すべて取り下げることとしたものであります。

(4) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

① 神栄商事（青島）貿易有限公司　　売上債権 3,131千米ドル
② 神栄リビングインダストリー株式会社 売上債権 32百万円

(5) 当該事実が連結会社の事業に及ぼす影響

当該債務者に対する債権については、すでに連結決算上の帳簿残高全額に対して貸倒引当金を計上していることから、取立不能により連結決算に与える影響はなく、訴訟の取下げに係る費用等についても、連結決算に与える影響は軽微であります。